

# 宿 泊 約 款

## 第1条（本約款の適用範囲）

- 1 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## 第2条（宿泊契約の申し込み）

- 1 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
  - (1) 宿泊者の氏名、性別、年齢、国籍及び職業
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

## 第3条（宿泊契約の成立等）

- 1 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。
- 3 予約金は、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第5条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第11条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の予約金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、予約金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## 第4条（宿泊契約締結の拒否）

- 1 当ホテルは、次の場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
  - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき
  - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき
  - (3) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
  - (4) 宿泊しようとする方が、伝染病者であると明らかに認められるとき
  - (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
  - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
  - (7) 鳥根県旅館業法施行条例第6条の規定する場合に該当するとき

## 第5条（宿泊客の契約解除権）

- 1 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第3条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## 第6条（当ホテルの契約解除権）

- 1 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - (1) 第2条第1号の事項の申し出を求めた場合において、期限まで

にそれらの事項を申し出ないとき

- (2) 第3条第2号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき
  - (3) 第4条第3号から第7号までに該当することとなったとき
  - (4) 決められた場所以外での館内喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき
- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

## 第7条（宿泊の登録）

- 1 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
  - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
  - (2) 外国人にあつては、旅券の提出と共に、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が第11条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

## 第8条（客室の使用時間）

- 1 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
  - (1) 午前10時より午後2時までの場合、基本宿泊料の30%
  - (2) 午後2時より午後5時までの場合、基本宿泊料の50%
  - (3) 午後5時以降の場合、基本宿泊料の全額

## 第9条（利用規則の遵守）

- 1 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

## 第10条（宿泊継続の拒否）

- 1 当ホテルは、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。
  - (1) 第4条第3号から第7号までに該当することとなったとき
  - (2) 前条の利用規則に従わないとき

## 第11条（料金の支払い）

- 1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、宿泊料金、追加飲食、その他利用料金、消費税及び入湯税となります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## 第12条（当ホテルの責任）

- 1 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当ホテルは、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

## 第13条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

- 1 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

# 宿泊客見舞金規程

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあつ旋がでないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

## 第14条（寄託物等の取扱い）

- 1 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であつて、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは40万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であつてフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、20万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

## 第15条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

- 1 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、最長で6ヶ月間保管します。又は当ホテルの判断により発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けことがあります。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

## 第16条（駐車責任）

- 1 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両の鍵の寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

## 第17条（宿泊客の責任）

- 1 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被つたときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。ただし当ホテルが保険会社と締結している「宿泊客個人賠償責任保険」の対象となる場合は、必要な手続を取つた上で、保険会社が宿泊客に代わつて賠償します。

## 別表（違約金の算定について）

予約人数	取消日	不泊	当日	前日	2日前	9日前
1人～14人		100%	80%	20%		
15人～99人		100%	80%	20%	10%	10%
100人～		100%	80%	20%	10%	10%

### （注）

1. %は、宿泊料金に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。
3. 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があつた場合、宿泊の10日前（その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただきません。

## 第1条（目的）

- 1 本規程は、宿泊客の死亡に際し、当ホテルが弔意を表して給付する金品に関し、必要な事項を定めたものです。

## 第2条（死亡弔慰金等）

- 1 当ホテルは、当ホテルの宿泊客が当ホテル宿泊中に傷害以外の事由により死亡した場合に以下に掲げる事項を実施いたします。ただし、「当ホテル宿泊中」とは、当ホテルにチェックインしてからチェックアウトするまでの間とします。
  - (1) 遺族に対して、死亡弔慰金を給付いたします。死亡弔慰金の金額は、死亡した宿泊客1名につき10万円を限度とします。
  - (2) 状況に応じ、死亡した宿泊客の葬儀に、当ホテルの役員、従業員又は当ホテルが指定する代表者が出席いたします。
  - (3) 状況に応じ、死亡した宿泊客の葬儀に、当ホテルより献花等を行います。

## 第3条（給付の制限）

- 1 次のいずれかに該当する場合は、前条に掲げる事項を実施いたしません。
  - (1) 宿泊客の麻薬、阿片、大麻、又は覚醒剤、シンナー等の使用によって死亡した場合
  - (2) 宿泊客の妊娠、出産、早産、又は流産が原因で死亡した場合
  - (3) 宿泊客の自殺行為によって死亡した場合
  - (4) 核燃料物質（使用済み核燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故が原因によって発症した疾病によって死亡した場合
  - (5) 前項以外の放射線照射、又は放射能汚染によって発症した疾病によって死亡した場合
  - (6) 細菌性食物中毒によって死亡した場合

## 第4条（書類の提出）

- 1 死亡した宿泊客の遺族が本規程の定めるところに従つて死亡弔慰金を受け取ろうとするときは、以下の書類を当ホテルにご提出いただくものとします。
  - (1) 所定の死亡弔慰金請求書
  - (2) 医師の死亡診断書又は死体検案書
  - (3) 死亡した宿泊客と死亡弔慰金を受け取る方の関係を証明する書類

## 第5条（保険会社との契約）

- 1 第2条に定める死亡弔慰金の支払い等を確実にするため、その保全措置として、当ホテルは死亡弔慰金等のすべて又はその一部について、保険会社と保険契約を締結することがあります。

# 利 用 規 則

ホテルの公共性とお客様の安全性を維持するため当ホテルをご利用のお客様には宿泊約款第9条に基づき下記の規則をお守りいただくことになっています。この規則をお守りいただけないときは、宿泊約款10条により宿泊のご継続をお断りすることがあります。

## 記

- (1) 廊下及び客室内で暖房用、炊事用、アイロンなどの火気をご使用しないでください。
  - (2) 館内では決められた場所以外での喫煙をなさらないでください。
  - (3) 客室に訪問客をお招きなさらないでください。
  - (4) ホテル内で賭博または風紀を乱すような行為をなさらないでください。
  - (5) ホテル内で高声、放歌または喧噪な行為、その他、他人に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたりなさらないでください。
  - (6) 了解なく客室やロビーを事務所がわりにご使用なさらないでください。
  - (7) 許可無く客室内の現状を変更するよう加工をなさらないでください。
  - (8) ホテル内の諸設備、諸物品をその目的以外の用途に用いたり、移動なさらないでください。
  - (9) ホテルの外観を損なうような物品を窓にお掛けになったり、窓側に置くことをなさらないでください。
  - (10) 廊下やロビーなどに所持品を放置なさないでください。
  - (11) 許可なくホテル施設内で他のお客様に広告物の配布掲示や物品の販売等の行為をなさらないでください。
  - (12) ホテル内に下記のような物をお持ち込みなさないでください。
    - (イ) 動物、鳥類等（盲導犬を除く）
    - (ロ) 特に悪臭を発するもの
    - (ハ) 著しく多量な物品(ニ) 発火または引火しやすい火薬や揮発油類及び危険性のある薬品
  - (ホ) 許可証のない銃砲、刀剣等
- (13) ホテル外より飲食物の出前をおとりにならないでください。
  - (14) 緊急事態或いはやむを得ない事情が発生しない限り、階段、屋上、塔屋、機械室等客室部分以外の施設内にお立ち入りなさないでください。
  - (15) 未成年者のみのご宿泊は特に保護者の許可がない限りお断りさせていただきます。
  - (16) 不可抗力以外の理由により建造物、備品その他の物品を損傷、汚染、或いは紛失させた場合、相当額を弁償していただく事がございます。
  - (17) お預かり品の保管期限は特に指定のない限りお預かり日より下記の通りとさせていただきます。
    - (イ) フロントでのお預かり……………1ヶ月
    - (ロ) お忘れ物、落とし物……………6ヶ月
  - (18) お勘定は5日毎にお支払いいただきます。但し5日以内でも¥50,000を越えた場合、ホテルから請求があった時はお支払いいただきます。
  - (19) 小切手にてのお支払い及び両替は堅くお断りさせていただきます。
  - (20) ホテル内のお買い物、遊覧船等の切符代、タクシー代、お荷物郵送料等のお立替えはお断りさせていただきます。